

中世庶民の寺社参詣風景

― 絵画に見る庶民の信仰 ―

下坂 守

20220413

1、清水寺・八坂塔・祇園社への参詣道

― 参詣曼荼羅の描写 ―

① 清水寺への道

② 祇園社・八坂塔への道

1〔中書家久公御上洛日記〕天正三年（一五七五）四月二十八日

五条の橋を渡、中嶋有、法城寺といへり。水去て土と成といふ心也。さて行て六原堂、本尊観世音、其脇に堂有、地藏也。（中略）さて行て六道の辻、おのゝ篋かめいとに入し所有。其北との辺（北斗堂）とて有しといへ共、今ハなし。左方二八坂の塔、五重也。其次に経かく堂（経書堂）、子やすのとう（子安塔）、さて真福寺。清水一の坂の上（上）に細川道礼こんりうの三重の塔有。其次に清水寺一見。庭の池水ニ飼鳥あまた有。其内にくゝあも有。さて次に田村堂を打過、観世音へ参みるに、かけ作也。都よりはたつみ也。さて地主権現、桜有。其辺に鐘有。さて音羽の滝、かけひ（上）之より水落候、水上ハみえず。不動堂の下也。其辺に奥の千手とて堂有。其あたりの小庵数しらす。

2〔雍州府志〕卷九「古跡門」下

三本卒都婆 六波羅野にあり。伝えていう。熊谷直実、西国において平敦盛を討つ。ついにこの処において、携（上）えるところの弓、三にこれを折り、この地に棄て、法然上人の室に入り、髪を薙り僧となる。後人この地において卒都婆三箇を建て、三折の号を表して以て徴となす。

3〔鹿苑日録〕明応八年（一四九九）五月二十六日条

時に連雨いまだ晴れず、（中略）乗輿して五條橋面を過ぎりて帰る、雨水大いに漲る、力者に命じ十銭を以て橋上の幹縁の時宗に施す、

4〔五条橋の橋桁刻文〕天正十七年（一五八九）七月

「天正拾七年、津国御影、七月吉日」

5〔五條橋勸進帳〕永祿九年（一五六六）四月

勸進沙門敬白 殊に遠近の施主を催し、都鄙の懇篤を受け、山城国平安城五條の橋を造立するを請うの状、（中略）五條橋は 忝くも嵯峨天皇の勅定、一百餘間の橋梁、東西の大路に続き、鴈行月浦を横ぎり、貴賤紅白の袂を列ね、虹影江流に臥し、往還の緇素歩みを轟かす、中嶋に一字の閣台あり、水、都を去るの因縁をもつて法城寺と号す。

6〔祇園本縁雑実記〕慶長七年（一五〇二）春

同七年春、医師与庵法印、家康公へ申上ラル、去ル天正十八年、四條・五條之京極ノ道ヲ閉テ、六條坊門ニ大橋ヲ掛ラルヨリ、祇園会御渡モ三條へ神幸シ奉ラル。

7〔京童〕一〔明曆四年《一六五八》刊記〕

○目やみの地藏 附、桂橋寺の観音の事
爰のくわんおんは、けいきやうじと申て、むかしは清水のほとりにありしをいにしへ大水に寺くずれたりしまゝ、此所にかりに観音をうつし奉る也、寺は桂の橋ばしらとゆやにうたふも、これすなはち桂橋寺の事なり、

8〔菟藝泥赴〕〔北村季吟、貞享元年《一六八四》〕

○下河原 祇園牛王寺の南に有、石橋あり、小河といへり、

9〔山州名跡志〕二〔宝永八年〔一七一一年〕序〕

○菊水井 下河原人家ノ間、路傍ノ東ニアリ、此ノ所、往昔河原ナリ、此溪ノ源東ヲ菊

溪ト云フ、其下流ノ地ナル故ニ、コノ名ヲナス者歟、

●桂橋寺 伝ヘ云フ、此ノ寺、在下河原、其地及名義不詳、惜哉、荒廢ニ至テ本尊觀世音、今四條中源寺ニ安ズル也、開基不詳、

10〔綺語文章〕〔西沢一鳳軒、嘉永三年〔一八五〇〕著〕

二軒茶屋・鳥井先きに出て、下河原を過ぎて牛王地の社に詣つ。祇園牛頭天王、播州広峰より初めて鎮座し給ふ地などぞ、祇園百度参りは此社迄詣づ。故に下河原を百度大路と旧名有り、菊水の井は此の東側に有り、菊澗の下流にして茶に可也と云。

11〔京都坊目誌〕下京第廿二字区之部

○菊水橋 下河原町にあり。南北に架す西方は上弁天町に属す、石造なり。幅二間、長一間、傍に上弁天町井水あり。菊水と称す。人家之を使用す。

二、百度大路の石塔と牛王地社（牛王寺社）

―牛王天王信仰の痕跡―

12〔祇園執行日記〕観応元年（一三五〇）五月二十三日条

申の刻、大地震と云々。酉の刻、小動数反。申の刻震動の時、百度大路石堂塔九輪落ち砕けおわんぬ。希代の大振動なり。

13〔祇園執行日記〕正平七年（一三五二）三月十五日

將軍方の軍勢、今日未申刻に入洛、陣を東山長樂寺に取る。双林寺・鷲尾、阿ミタ峰等、鎌倉殿同じく長樂寺の上峯ニ御坐す。各篝を焼かる。軍勢少々百度大路の在家に宿す。

14〔京羽二重織留〕卷二〔元禄二年〔一六八九〕年刊記〕

○牛王寺殿 祇園の南、下河原に有。此所も又牛頭天王始て降臨の地也。依之小社を立つ。凡諸願ある人、先祇園の社へまうで次に此小社へまうで、かくのごとく千度に及ぶ、是を千度参りと云。然る時は祈願成就すと云。

15 〔山州名跡志〕卷二（宝永八年（一七二一年）序）

○牛王地社ゴウワウヂノシモガワラ 下河原路傍ニアリ。一二巷チマタヤシロ社トモ。此ノ所、祇園神最初鎮座ノ所ナリ。此ヨリ今ノ社地ニ移サル。此故ニ神官社拝順ジツクンシヤハイジュン回ニハ、先ズ此ノ社ニ詣ス。神ヲ牛頭天王トナスヲ以テ、其ノ初在ノ社ナルノ謂ニテ、牛王地ト称ス。又此辺往古ノ凶ヲ考ルニ、此ノ社ニ双オランデ、南ニ石壇イシノダンアリ。其上ニ石ノ重塔婆オモタツバ、又五輪塔イクリンノタツアリ。後人可有考、

○下河原シモガハラ 件ノ社ヨリ西南、昔ハ河原也。謂意ハ其流ノ下ノ方、一面ノ河原ナルヲ以テ、下河原ト号スト。水上ハ雲居寺ト双林寺ノ間ヲ經テ、下ル山上ノ滴シタリナリ。其時ハ山林繁茂スル歟。今牛王地ノ社ノ南ノ橋、大イニシテ谷河大イナリ。此ノ流レ西ノ方、安井ノ内ニ入ツテ、建仁寺方丈ノ北ヲ流レテ、同所西門ノ北大道ノ下ヲ流レテ、今云宮河町ノ北ガシラニテ鴨川ニ入ルナリ。

三、北野經王堂 一失われた大堂舎一

室町幕府と万部經会

① 經法師（千人）

- a、「守護共ニ被仰付之、被召上」〔17〕、「依催自諸国参洛、各帰国」〔20〕
- b、「自近国山寺参洛」〔9〕、「自諸国上洛」〔2〕、「自諸国参洛」〔10〕、「諸国山寺法師等」〔12〕、「上洛不叶」〔18〕

② 警固

- a、所司代が警固を担当〔15〕〔18〕〔19〕
- b、所司代は「為警固毎日」に「北野社僧坊」を「旅店」とする〔15〕〔19〕

③ 費用〔1〕〔2〕

- a、經法師への食料 千人×一六〇文×一日＝一六〇〇貫文
- b、經法師への布施 千人×練貫小袖一重と焼香二両+α＝小袖二二〇四両、

16 〔枝葉鈔〕応永七年（一四〇〇）十月七日

応永七 庚辰十七、今日より近年のごとく、北野右近馬場の飯屋において、近国經法師千人在洛、十カ日の間、毎日二座朝經四卷、夕經四卷、読誦す。朝夕二座の間におのおの退出し、中食（足利義滿）これを沙汰すと云々。北山殿大略毎日御聴聞（御聴聞所）被構置之、その外貴賤上下・男女奴婢、結縁（結縁）極まりなし。廻向有隣か。伝え聞く、毎日一人別に食料十六疋と云々。仍て千人分百六十貫か。十カ日分一千六百貫と云々。御布施は結願日に練貫の小袖一重を引かれる。これ大旨恒例なり。去年は小袖の上、五帖袈裟おのおの一帖これを引かると云々。希代の大御善根、上古・末代希有の事か。今年は御布施・練貫の小袖一重の上、焼香二両（香裏結構、重薄）様色々云々、おのおのこれを引かる。謂わく、小袖二千二百四領、沈二千二百四両と云々。

17 〔満濟准后日記〕応永三十二年（一四二五）十月五日

今日より北野ノ經王堂ニテ一万部法華經年々のごとく始行せらる。請僧千人近国山寺より参洛恒年のごとしと云々、今日經堂に額を打たれる、經王堂と云々。御筆と云々。

四、若宮八幡宮 1 「若宮八幡宮將軍參詣繪卷」に見る足利將軍の參詣風景1

A 画面構成 (全16紙)

① 將軍の行粧風景 (門前から四足門まで) 第1〜6紙

② 社頭の風景 第7〜11紙

③ 將軍の御殿參拜 第12〜16紙

B 登場人物 (將軍とその扈從者たち)

- | | | | |
|---------------------|-----|-----|-------|
| ① 折烏帽子、直垂、脚半、足半、 | 二人 | 厩者 | 徒歩 |
| ② 束髪、素襖、脚半、足半 | 六人 | 小者 | 徒歩 |
| ③ 立烏帽子、狩衣、草履 | 一人 | 將軍 | 徒歩 |
| ④ 立烏帽子、直垂、草履 | 一人 | 相伴衆 | 騎馬 |
| ⑤ 剃髪、素襖袴、脚半、足半 | 三人 | 同朋衆 | 騎馬、徒歩 |
| ⑥ 折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 | 四人 | 御供衆 | 騎馬 |
| ⑦ 折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 | 七人 | 走衆 | 徒歩 |
| ⑧ 小袖、四幅袴、半袴、(肩衣)、足半 | 十八人 | 中間 | 徒歩 |

C 図像の精度

- ① 返し股だち ② 辻固 ③ 長小結の烏帽子

18 〔伊勢貞興返答書〕

公方様御小者六人にさたまり候。

19 〔御供故実〕

一 御供之時、馬上にて返しも、だちの事。嵯峨・鞍馬・高雄杯へは御とりあるべし。常の御供の時、指而遠く候はずハ、中間・小者、返しも、だちはとり候間敷、さりながら中間ハ苦しからず候。

20 〔走衆故実〕

各敷皮を敷、太刀を左の膝の上に置、足半をバぬぎて、敷皮の下に其まゝはくように置。

21 〔烏板記〕

一 辻堅之事、御通ある横小路の方をけいこする也、その方に幕をはりて居るもの也、そのときの幕のはりやうの事、御とをりある方にまくくしをたて、その御通ある方に、しきかはを敷、太刀を持居る也、太刀を左のひさの上におきて居る也、扱主人御通のとき、まくもあけ、太刀をしきかはの上に置、敷皮より降りて、かうへを地につけて通し申也。御通あつて頓て本のことくるるなり。御供の衆のときは、しきかはの上に居へし、そのまくのはりやうはそとをけいこの故也、

22 〔走衆故実〕

一 長こゆひのゑほしにて、走に參勤例事、慈照院殿様御代にも藤民部殿十六歳にて被召加候て、長こゆひにて久敷祇候。